2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町仁田尾字仁田尾一〇五の三・一〇五の九から一〇五の一二まで・一〇五の一六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇の三二、一〇〇の八五、一〇五の一、一〇五の二、一〇五の七、一〇五の一五、一〇五の一八、一〇五の一九、一〇五の二一から一〇五の二三まで、一〇五の二五、一〇五の二七、一〇五の四三、一〇五の四五、一〇五の四七、一〇六、一一七の一、一一七の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県石垣市字宮良浜川原九八五の一五から九八五の一七まで（以上三筆国有林）・九八五の一八（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び石垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市米水津大字浦代浦字和留佐一七一二の一三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内二三二の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内二三二の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字牧字奥日影二九七四の八六（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県米沢市大字関字平賀沢三九二七の一・字小深沢三九二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二